

天保十一年（一八四〇年）八月 資料二一四号
西法寺薬師如来修復助成のため花相撲興行願い

解説 子院西法寺本尊修復の資金を集めるために花相撲を興行したいとの願い出。この興行は九月十五日に無事終了したとの報告書も出されている。すべて南笠置村の有志が企画、実行したものである。当時の人寄せ娯楽の内容がわかって興味深い。

西法寺は奈良県境に近い南笠置村西奥にあり、昭和の初期に建物は倒壊して空き地となっている。

この書状は資料二一四号から二二七号まで同種の書状と共に封紙に入っていてその表に次の文が記されている。

嘉永二酉年四月
市垣内安楽寺本尊地藏菩薩
厨子并戸扉破損^ニ付為助成
女浄瑠璃興行之義相願候
願書扣
庄屋
大倉善十郎

笠置寺では以前から法要にあたり参拝客に毘沙門天などの開帳を行っていたが、幕末にはこのように村方によって花相撲（本件）や落噺興業（天保十二年毘沙門天道堂修復助成のため。資料二一五号）女浄瑠璃（嘉永二年子院安楽寺本尊地藏菩薩厨子並びに堂修復のため。資料二一六号）舞子踊り興業（安政六年子院安楽寺大師堂修復助成のため。資料二一七号）などを行い、費用を捻出していた。

原文

資料二一四号

乍恐奉願口上之覚

控

南笠置村

役人共

一当村西法寺本尊薬師如来仏像及

大破罷在候^ニ付、右薬師如来仏像修覆

仕度奉存候得共、村方一統難渋之時節

ニ而修覆難仕、依之修覆為助成

此辺之相撲頭取、瓶原郷井ノ平尾村

庄次郎之弟子相撲取共相雇、村方ニ而

晴天一日寄、花相撲興行仕度奉

存候方、此段乍恐御願奉申上候、

(日限之義ハ追而御届奉申上候)

御赦免被成下候ハ、難有奉存候、

猶又京都表之儀は右庄次郎ヨリ之

御届ニ而相済申候ニ付、何卒格別之

御憐憫を以、

御聞届被為成下候ハ、村方一統

難有仕合可奉存候以上

天保十一子年(一八四〇年)

八月廿七日

南笠置村惣代 忠七^印

同村同断 藤七^印

同村年寄 弥兵衛^印

同村同断 藤四郎^印

同村同断 勘兵衛^印

同村同断 孫四郎^印

同村同断 庄七^印

同村同断 丈十郎^印

同村町年寄 庄次郎^印

同村庄屋 大倉次郎左衛門

同村同断 大倉善十郎

町井甚左衛門様

資料二一四号 日決定

乍恐御届奉申上候口上之覚

南笠置村

役人共

一当村西法寺本尊薬師如来仏像及大破候

ニ付、修覆為助成晴天一日寄、花相撲興行

仕度旨、去月廿七日御願奉申上候儀、以

御憐憫御聞届被為成下難有奉存候、然ル

処右相撲之儀、二日仕候而ハ、雜費も多相

掛候ニ付、頭取瓶ヶ原郷井平尾村——頭取ヨリ、
瓶ヶ原郷井ノ平尾村庄屋ヨリ（この行追加で挿入）

京都表へ来ル十三日晴天一日、若雨天ニ御座候へ、
翌十四日、相撲興行仕度旨御願奉申上
相済候ニ付、此段御願奉申上候、

御聞届被成下候へ、難有可奉存候以上

天保十一子年（一八四〇年）九月十一日

南笠置村惣代

忠七印

同村同断

藤七印

同村年寄

弥兵衛印

同村同断

藤四郎印

同村同断

勘兵衛印

同村同断

孫四郎印

同村同断

庄七印

同村同断

丈十郎印

同村町年寄

庄次郎印

同村庄屋

大倉治郎左衛門

同村同断

大倉善十郎

町井甚左衛門様

資料二一四号 実施報告

乍恐御届奉申上候口上之覚

南笠置村

役人共

一先達而御願奉申上候当村相撲、一昨

興行仕候、無滞相済申候ニ付、乍恐

此段御届奉申上候、右之趣

御聞届被為成下候へ、難有仕合可ニ奉

存候以上、

天保十一子年（一八四〇年）九月十五日

南笠置村惣代

忠七印

同村同断

藤七印

同村年寄

弥兵衛印

同村同断

藤四郎印

町井甚左衛門様

同村同断
同村同断

勘兵衛^印
孫四郎^印

庄七^印

同村同断

丈右衛門^印

同村町年寄

庄次郎^印

同村庄屋

大倉治郎左衛門

同村同断

大倉善十郎

閉綴りの裏面に

願書控
老通

同御届
老通

相済言上
老通